

自然災害発生時における業務継続計画

(震災編)

| | | | |
|-----|---------------------|------|--------------|
| 法人名 | 株式会社ユタカ | 種別 | 小規模多機能型居宅介護 |
| 代表者 | 土崎 穰 | 管理者 | 土崎 直斗 |
| 所在地 | 秋田市檜山佐竹町 1 - 1 9 | 電話番号 | 018-884-7880 |

1. 基本方針

自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大など、社会に大きく影響を与える事象が多く起こる昨今。そのさまざまな事象に対応し、被害を最小限にとどめて事業を継続していくために、事業継続計画（以下、BCP）を策定するものである。

(1) 目的

BCPはあらゆる災害に対しての防止策を計画する防災計画とはその意味合いが異なり、災害発生後、その影響及び被害を最小限にとどめながら法人としての事業をいかに早期復旧し継続していくかを策定していくものであり、その基本方針は以下のとおりである。

①利用者・職員の安全を守る。

命があつての介護・障害福祉サービスであり、災害時においても命に係わる業務を最優先とする。

②早期の事業再開を目指す

災害発生時において、早期の復旧をはかるため、優先業務を実施する体制と対策を事前に定めて、業務の継続へ万全を期す。

③地域との連携

社会福祉施設という特性上、地域との連携は不可欠であり、その結果、地域の災害における被害減少につながる。

事業継続をはかるためには、まず利用者及び職員の命を守る行動が最も重要なことであり、それに係る業務を最優先し、その他の業務は縮小、休止などの措置をとる。

同時に災害発生直後の初動体制が重要であり、ライフラインの断絶、支援がこないといった発生直後の混乱している時期を乗り切る体制を整備することが重要である。

地域との連携にあたっては、地域の要支援者がいた場合は受入体制を取るべきであるが、その状況下で受入に際し、支援できることを明確にし、実施することが重要である。

2. BCP推進体制

(1) 本法人における平常時及び緊急時のBCP推進体制は以下のとおりである。

| | | | |
|--------|-----------------|---------------------------------|----------|
| 平常時 | 緊急時（BCP 発動時） | 担当者 | 代行者（緊急時） |
| 推進責任者 | 災害対策本部長 | 管理者 | 代表取締役 |
| 推進副責任者 | 災害対策副本部長 | 総務 | 取締役※2 |
| 推進員 | 拠点リーダー 利用者対応 | 自衛消防、防災対処・自 衛水防隊長（管理者） ※1 | |
| | 対策本部総務班 | 代表取締役 | ※2 |
| | 対策本部管理班 | 取締役 | ※2 |

※1 → 自衛水防、防災対処・自衛水防隊長とは本法人の消防計画・防災計画・避難確保計画に基づいた

「総合防災組織図」の役割であり、管理者がその任にあっている。また、災害発生時が平日昼間以外の場合（夜間・土日等）はその時点の勤務職員で、拠点リーダーが参集できるまでのリーダーを決めてその者がその役割にあたる。

※2 → 緊急時における代行者は災害対策副本部長、対策本部総務班、同管理班に関しては、法人本部課長、主任で参集できた者で代行する。

各担当の役割

（平常時）

- ①推進責任者 B C Pの職員に対する意識づけの指導及び総括
- ②推進副責任者 責任者の補佐、教育訓練等の責任者
- ③推進員 年2回の避難訓練時における BCP 教育の実施責任者

| 内容 | 項目 | 内容と習得目標 | 対象者 | 時期 |
|----|-------------|------------------------------|-----|----------|
| 研修 | 想定される災害について | 秋田市における被害想定 災害知識の習得 | 初任者 | 随時 |
| 研修 | 事業継続計画の研修 | 職員の行動基準等 | 全員 | 9月 |
| 訓練 | 避難訓練 | 消防・防災・避難確保計画に 基づいた避難訓練 | 全員 | 9月 3月 |
| 訓練 | 事業継続計画の实地訓練 | 災害伝言ダイヤル等災害時の 通信訓練、非常食提供等 | 全員 | 9月 3月 |
| 研修 | 事業継続計画の研修 | | 全員 | 3月 |

①推進員となっている拠点リーダーは、年2回（3月と9月、避難訓練に合わせて）建物及び附属物の点検及び建物内部の家具等の転倒防止対策の確認、各備蓄品の状況を確認し、修繕及び不足な点があれば、改善へ向けての提案を推進責任者に提出する。

②推進責任者は拠点リーダーから提出された建物の必要修繕箇所及び備蓄品の不足の内容を検討し、事業計画継続に必要なものを調達する。

(緊急 (BCP 発動) 時)

- ①災害対策本部長
 - ・ B C P 発動の判断、事業継続の方針決定
 - ・ 災害対策本部指揮権者
- ②災害対策副本部長
 - ・ 本部長のフォロー、各拠点への指示、本部長代行
 - ・ 関係機関との連絡調整責任者
- ③対策本部総務班
 - ・ 拠点及び関係機関との連絡調整、災害情報の収集
 - ・ 拠点間の人員調整
- ④対策本部管理班
 - ・ 資金、物品の調達及び管理
 - ・ 支給情報などの収集
- ⑤拠点リーダー
 - ・ 施設における利用者及び職員の安否確認
 - ・ 建物の安全確認
 - ・ サービス提供に係る担当者を決定し、業務を指示
 - ・ 本部への状況報告（判断に急を要する事項については即断する権利を有する。）

※情報連絡については、「総合防災組織図」の情報班が中心となり、情報収集する。利用者対応及び避難所に関する事項は避難誘導班が中心となって実施する。

(2) 緊急時の参集体制と発動基準

①参集基準

| | | | |
|-----------|----|----|--|
| 地震における基準 | 全員 | 参集 | 震度4以上で全員参集（総合防災計画準拠） |
| | | 発動 | 被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。 |
| 水害等における基準 | 全員 | 参集 | 大雨警報で参集 |
| | | 発動 | 被害状況を確認し、平時の業務遂行が困難であると判断した場合発動し、ただちに災害対策本部を立ち上げる。 |

3. 想定される被害状況

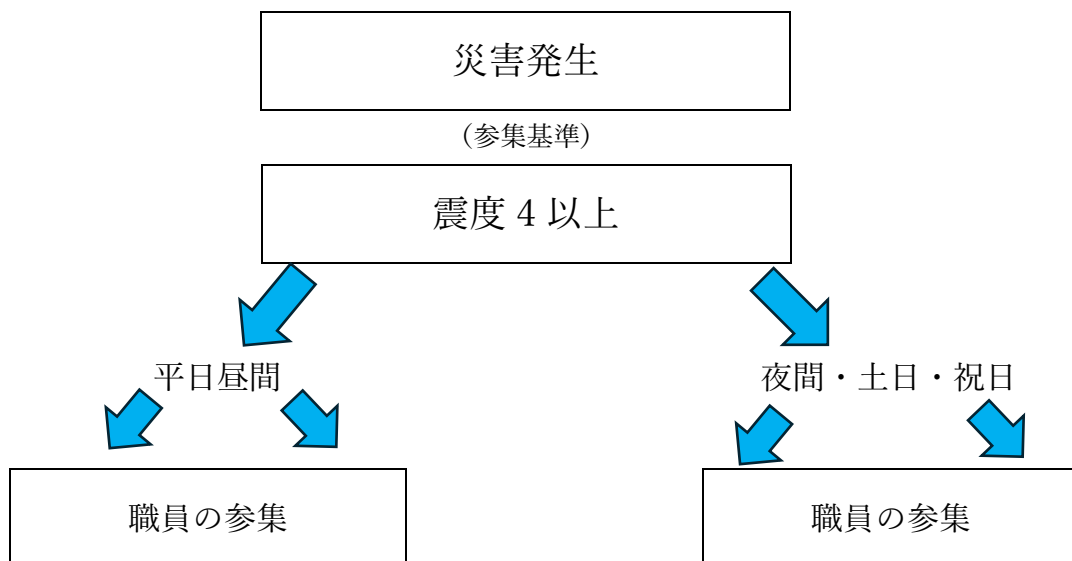
本計画における災害被害想定にあたっては、秋田市の地震防災マップより、天長地震（マグニチュード 7.2）、秋田沖地震（マグニチュード 7.7）、北由利断層帯による地震（マグニチュード 7.3）、どこでも起こりうる地震（マグニチュード 6.9）の 4 つの想定した地震による震度のうち最大となる震度である最大震度 7 によるものとする。

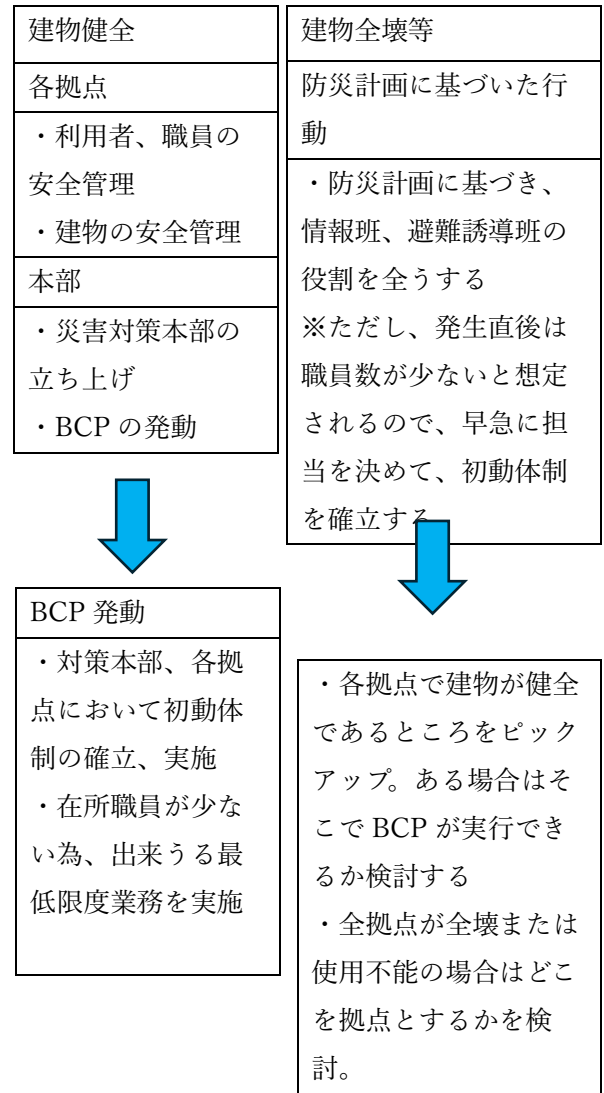
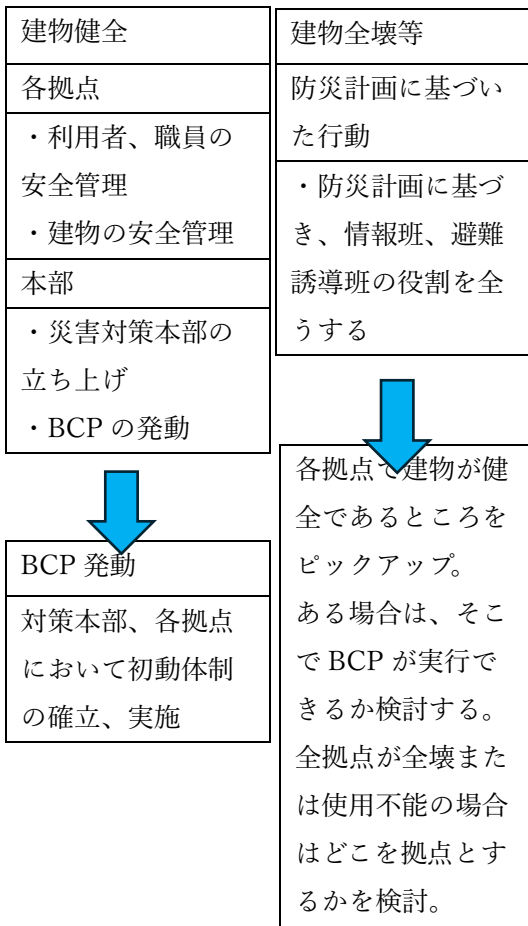
- ・ 上水道：地震発生直後は、被害状況の調査・復旧体制の整備を行い、1 日後から復旧開始。
冬季は、積雪の影響により作業等の効率が 7 割に低下すると仮定する。
冬以外で 21 日、冬は 29 日程、完全復旧にかかる見込み。
- ・ 下水道：地震発生直後は、被害状況の調査・復旧体制の整備を行い、1 日後から復旧開始とする。
冬以外で 19 日、冬は 27 日程、完全復旧にかかる見込み。
- ・ LP ガス：復旧に関する準備期間は、3 日とした。
冬季とそれ以外共に 5 日程度、完全復旧にかかる見込み。
- ・ 電力：変電所(重要変電所を除く)被害による停電は、電力系統切り替えによる復旧が行われるため、1 日以内に回復するものとする。
冬以外で 5 日、冬は 8 日程、完全復旧にかかる見込み。
- ・ 通信：被害発生直後から数日目までは、被害実態の調査や通信途絶防止措置(特設公衆電話設置等)に概ねあてられ、震災 5 日後に電柱等の復旧作業を開始する。
冬以外で 7 日、冬は 8 日程、完全復旧にかかる見込み。

B C P 策定にあたっては、電気、電話の復旧のめどである 3 日間を想定して行う。

以下、初動体制からの業務についての計画を記載する。

(3) 緊急時対応概要フロー





※建物全壊等の場合、全拠点が使用不能の場合のBCPについては、別途計画をにて内容を検討する。

4. 初動体制から事業継続まで

(1) 発生直後から30分以内

①リスクの抽出

| 項目 | 内容 | 必要事項 |
|--------|-------------|--|
| 1.冷暖房 | 停電等により使用不可 | ポータブルストーブの備蓄必要 毛布等の備蓄必要 |
| 2.ガス | 供給停止で使用不可 | カセットコンロの備蓄必要 |
| 3.水 | 上下水道とも使用不可 | 備蓄飲料水の利用計画 自立者用にペットボトルの備蓄必要 トイレは袋タイプの簡易トイレ (備蓄必要) |
| 4.電気 | 停電 | 非常用設備及び自家発電なし。 懐中電灯の備蓄量を増 |
| | 携帯の通話制限 | 通信機器の充電に乾電池、充電器 の備蓄の増量と購入 |
| | エレベーター停止 | 閉じ込められた場合の対応検討 |
| 5.医療 | 医療機関は受け入れ困難 | 看護師を中心にケア 必要な救急講習受講の必要性 |
| 6.食事 | 非常食のみ | 計画的な提供 乾パン以外の非常食必要 |
| 7.データ等 | PC使用不可 | 利用者情報のバックアップ (クラウドの活用、携帯に写真保存等) |

②発生直後の業務

| 業務 | 内容 | 体制 |
|----------------|-----------------------------|--------------------|
| 1. 火災対応、避難誘導 | 消防・防災・避難確保計画に 基づく行動 | 在所職員 (自立入所者の協力) |
| 2. 建物等の被害確認 | 同上 被害箇所の写真 | 在所職員 |
| 3. ライフラインの被害確認 | 使用できるもの、不可なものを 即抽出し、情報共有 | 在所職員 |
| 4. 利用者の安否確認 | 即確認 | 在所職員 |
| 5. 緊急を要する者の処置 | 応急処置、医療機関への搬送 | 在所職員 |

在所以外の職員は2.(2)の基準による参集となる。ただし、自身の生命への影響、在宅での安全確保が確認されない場合は参集できない旨報告する。災害対策本部が立ち上がる前に、即行動しなくてはいけないケ

ースがほとんどだと思うので、拠点リーダー（または代行者）は、在所職員とともに分担し、まずは利用者及び職員の安否確認を行う。（ただし、建物が深刻な被害状況にある場合は避難行動を最優先とする。その場合は総合防災計画による。）その時点で搬送措置など生命にかかわる事態が生じたときは、その場で判断し、迅速な対応を取ること。

なお、参集にかかる通信手段は、携帯等は輻輳回避のため制限されている可能性が高いため、災害伝言ダイヤル等の活用などをはかる。安否確認後、拠点リーダー（または代行者）を中心に簡潔にミーティングを行い在所の職員数、被害状況の情報を共有して、継続できる業務を抽出し実施する。体制が整った段階で、利用者家族への安否確認の連絡を行う。

④継続する業務内容（初動から3日間）

| 体制 業務 | 夜勤のみ | 出勤3割 | 出勤5割 | 出勤7割 | 出勤9割 |
|----------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 業務基準 | 利用者・職員の安全確認のみ | 命を守るための最低限の業務 | 食事・排泄・医療を中心に | 通常の業務体制に近づく | ほぼ通常の業務 |
| 食事 | 備蓄食 | 備蓄食 | 簡易食品、カセットコンロで調理 | 簡易食品、カセットコンロで調理 | 簡易食品、カセットコンロで調理 |
| | 介助なし | 出来る範囲で介助 | 出来る範囲で介助 | 出来る範囲で介助 | ほぼ通常 |
| 飲料水 | 備蓄を確認しながら | 自立者にはペットボトルで給水 | 自立者にはペットボトルで給水 | 自立者にはペットボトルで給水 | 復旧状況を見て通常体制 |
| | 介助なし | 出来る範囲で介助 | 出来る範囲で介助 | 出来る範囲で介助 | ほぼ通常 |
| 排泄 | 優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施。 (簡易トイレ) | 優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施。 (簡易トイレ) | 優先度合いを見て介助、陰部洗浄、おむつ着脱実施。 (簡易トイレ) | 通常の体制へ移行 (簡易トイレ) | 通常体制 (簡易トイレ) |
| 口腔保清 | 口腔のみ | 口腔のみ | 口腔保清 | 通常体制へ移行 | 通常 |
| 入浴 | 休止 | 休止 | 休止 清拭を実施検討 | 清拭実施 | 清拭実施 |
| 離床更衣 | 休止 | 離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ | 離床回数減実施 更衣汚れた場合のみ | 離床回数減実施 更衣実施 | 通常体制 |

| | | | | | |
|-------------|------------------------|--------------------|--------------------|---------------|-------------|
| 清掃等 | 休止 | 汚れの多い箇所 | 感染予防による 清拭 | 感染予防による清 拭 | ほぼ通常体 制 |
| 洗濯 | 休止 | 休止 | 休止 | 休止 | 休止 |
| 感染対策 | 消毒液配置 | 消毒液配置 | 消毒液配置 | 消毒液配置 | ほぼ通常体 制 |
| 医療※1 | 与薬、吸引、 吸痰等極力実 施 | 与薬、吸引、吸 痰等極力実施 | 与薬、吸引、吸 痰等極力実施 | 通常の体制移行 | 通常体制 |
| 医療(緊急) | トリアージ 応急処置 | 応急処置 | 応急処置 | 搬送 | 搬送 |
| バイタル等 | 休止 | 状況を見つつ | 健康チェック | 健康チェック | ほぼ通常体 制 |
| メンタルケア | 状況を見つつ 継続(特に障 害) | 状況を見つつ継 続(特に障害) | 状況を見つつ継 続(特に障害) | 通常体制へ | ほぼ通常体 制 |
| 問い合わせ | 対応し記録 | 対応し記録 | 対応し記録 | 対応し記録 | 対応し記録 |
| 夜勤 | 在所職員で対 応 | 在所職員で対応 | 在所職員で対応 | 在所職員で対応 | 在所職員で 対応 |
| 短期・通所 | 休止 | 休止 | 休止 | 休止 | 再開検討 |
| 緊急の受け入 れ | 休止 | 休止 | 休止 | 状況を見て検討 | 検討 |
| ケアプラン作 成 | 休止 | 休止 | 休止 | 休止 | 休止 |
| 保険請求等 | 休止 | 休止 | 休止 | 休止 | 休止 |

※1 医療は、人的資源として、看護師、物的資源としてポータブル自家発電機等がそろっていることが前提。それ以外の場合は医療（緊急）に準ずる。

(2) 初動以後1時間経過

B C Pを発動し、災害対策本部を設置。

(3) 対策本部及び拠点の役割及び分担

共通理解として平常時で自由に使えているものが使えない状況に慣れる。初動から3日間はライフラインがほとんど使用できないことをしっかり理解する。

①災害対策本部

災害地の指揮中枢にあつて、組織編成や災害活動の指揮統制を行い、事業継続へむけての活動を総括する。

- ・情報収集による災害規模の把握。
- ・自治体からの医療提供、給水状況、食事提供の情報収集
- ・事業継続に向けての実施内容の判断（被害状況を把握し継続か、困難かの判断）
- ・各拠点間での人員配置の調整
- ・拠点の被害状況を把握し、復旧に向けて各業者への連絡。

（すぐは対応できないが、早期復旧に向けて最善を尽くす。）

- ・自ら修繕できるものを把握し、営繕職員を中心にできるものは復旧する。
- ・復旧に向けての資金管理

②各拠点

発生直後の業務、簡易ミーティング後に必要最低限の設備資源の確保を行う。利用者スペースの確保→被災状況にもよるが、暖房が使用できないことから1人分の最低限のパーソナルスペースを確保しつつ暖かさがいきわたるスペースを用意する。

（本BCPにおける想定が冬期であるため、暖房を考慮に入れているが、夏期にあたっては熱中症予防に配慮したスペース確保が必要である。）

- ・電力→自家発、懐中電灯等の準備
- ・トイレ→簡易トイレの設置。おむつや簡易トイレの袋の集積場所の確保
- ・暖房→乾電池式ポータブルストーブの配置。

（夏期にあたっては扇風機等の配置が必要）

- ・食事→備蓄品、簡易食品の準備（カセットコンロ）
- ・水→飲料水の備蓄チェック。
- ・職員の出勤割合に応じた業務の遂行を心掛ける。（緊急時において、無理をすると、小さなことから違う被害が広がる。）

●以後、発生から3日以内の対応

徐々に被害の概要がわかり、緊急の体制も固まりつつある状況下で早期復旧への足掛かりとなるように対応する。

- ・感染症予防に努める。

(BCP 新型インフルエンザ等感染症編及び各拠点の感染症マニュアルに基づく対応)

- ・利用者のみならず、職員の健康チェックも怠らないよう努める。
- ・参集できていない職員の安否確認。
- ・対策本部への必要情報連絡（緊急物資要請、ライフラインの復旧状況等の把握）
- ・職員体制を鑑み、状況によりボランティアの受け入れ検討
(ボランティアの宿泊・食事などの確保等を検討)
- ・地域の要介護及び支援者の受け入れの検討。(状況を的確に判断し、無理に受け入れはしない。)

● 4日目以降

- ・安全管理を確認しながら、利用者スペースを通常に戻していく。
- ・職員シフトも参集状況を見ながら、通常体制へ。
- ・職員の健康状態もしっかりケアを行う。休憩スペース等の確保も必要。
- ・備蓄品で不足となってきたものを可能な範囲で補充。
- ・通信手段も復旧していると予想されることから、医療機関等との連絡を確保し、利用者の健康に配慮し対応する。

5. 今後のBCP改善

(1) 建物が全壊した場合の想定検討

本BCP（第1版）は建物が使用可能なケースにて検討し策定している。前述の地震想定シナリオでは全壊数もかなり多く、火災の発生も多数想定されていることから、事業継続拠点が施設外となった場合の検討も行わなければならない。

(2) 備蓄品の検討

本BCPを策定するにあたり、本法人の備蓄品の内容を見ると員数が不足している物及び簡易トイレ、カセットコンロ等、ライフラインが使用できなくなった場合に重要な役割を担う備蓄が不足している点が明らかになった。今後財政状況を鑑みながら十分な備蓄を行っていかなければならない。

6. その他

1. 本計画は令和 5年 4月 1日より施行する。

7. 附表等

1. 総合防災組織図
2. 備蓄品一覧表